

6 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償について

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所事故は大量の放射性物質を広範囲に拡散させ、福島県のみならず周辺の各都県に深刻な影響を及ぼす事態に至った。

こうした状況を踏まえ、これまで東京電力により損害賠償がなされてきたところであるが、今年度に入ってから賠償の支払いが行われない、あるいは、賠償の打切りが通知されるなどといった事態が生じており、事業者は途方に暮れている。

また、地方公共団体は、事故直後から、住民の安全・安心を守るために空間放射線量測定や環境・食品・飲料水中の放射性物質検査等を実施し、健康被害や風評被害を防止する様々な対策を講じてきている。

これらの対策は、本来、事故原因者である東京電力が責任を持って実施すべきである。しかし、東京電力は、賠償対象を一部の事業に限定し、事故が起きなければ講ずる必要のなかった対策に係る費用を全て負担するといった考えは持っていない。

さらに、東京電力は、被害者に対して消滅時効の援用に関して柔軟に対応する旨の意向を示しているものの、民法上の消滅時効及び除斥期間の規定が適用可能な状況にある。

放射性物質の影響は未だ収束には至っておらず、今後も長期にわたる検査体制の維持、放射性物質の影響調査、低減対策の実施が必要なほか、汚染水の新たな流出問題など状況の変化に応じた対応が発生する可能性もある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 全ての被害者に対して被害の実態に見合った十分な賠償が迅速かつ確実に行われるよう、国は、東京電力に対する指導を強化す

ること。

- 2 東京電力福島第一原子力発電所事故により地方公共団体が余儀なく実施した対策の費用が十分に賠償されるよう、国の責任において東京電力を指導すること。
- 3 全ての被害者の損害賠償の請求権の行使を妨げる消滅時効や除斥期間に関する民法の規定を適用しないものとする特別立法を措置すること。